

# 平成30年度決算 地方消費税交付金の増収分の使途について

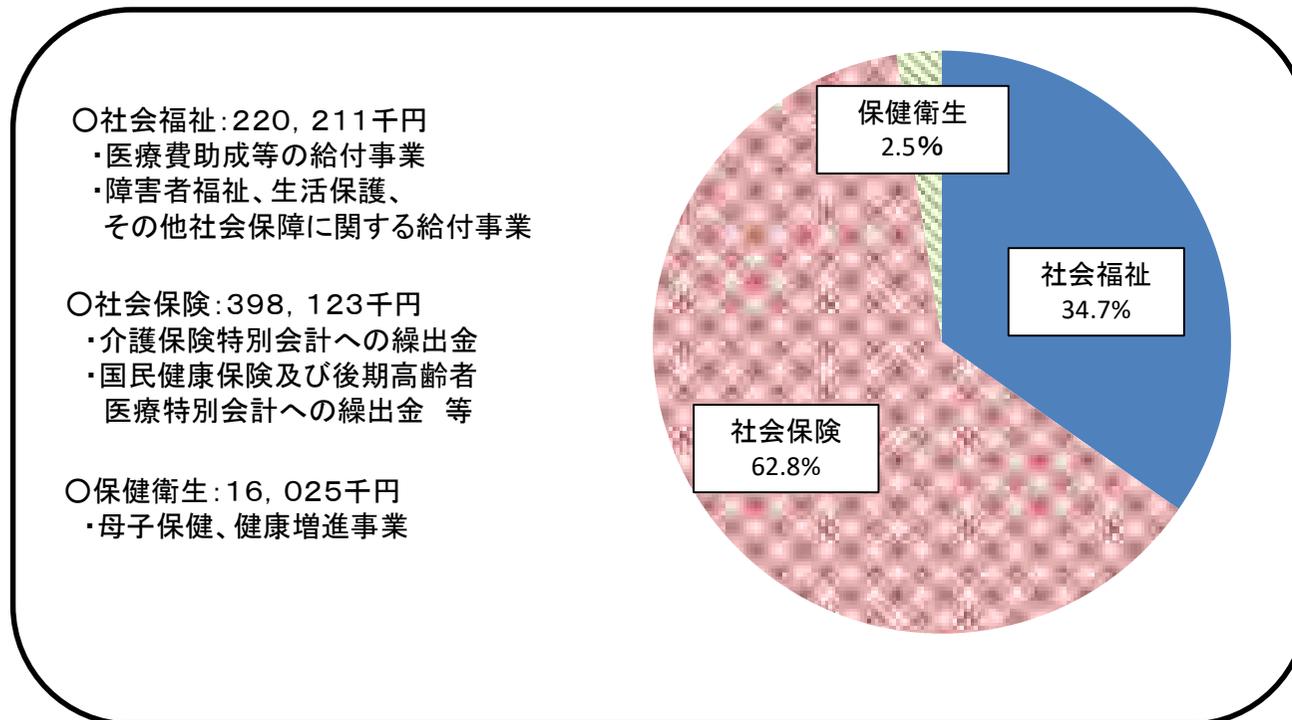
## 1 対象額

地方消費税交付金(社会保障財源分)の交付額 634,359千円

【地方消費税交付金1,504,106千円のうち、およそ17分の7が社会保障財源として交付】

## 2 対象経費

引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。



### 【参考】

消費税については、平成26年4月1日より5%から8%に引上げとなった。このうち、地方消費税は1%から1.7%となったが、引上げに伴う0.7%分については、地方税法の規定により、全額社会保障財源化することとされている。